

競争入札に関する質問回答書

令和5年9月5日

- 1 案件番号 委託総第1号
2 案件名称 旧公害センター解体実施設計業務

	質 疑 内 容	応 答 内 容
No.1	・CADデータはあるか。	・ありません。 ご提示できるすべての資料につきまして、CADデータはありません。
No.2	・アスベスト含有建材等はあったのか。	・あります。 令和4年度に行った石綿事前調査によりアスベストを含む建材を使用していることが判明しました。 契約締結後に、建築設計業務委託特記仕様書第2の5(4)の貸与資料「令和4年高岡地区広域圏事務組合公害センター石綿事前調査業務委託 石綿含有建材事前調査結果報告書(工事発注前調査)」にて詳細をご確認ください。
No.3	・大気汚染防止法等の法律に係わる設備等はあるのか。	・ありません。 建物設備であるボイラーは、設計図では燃焼能力が60,000kcal/hとなっており、大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設に規定される要件を満たさない設備であると認識しています。
No.4	・原図がA1となっているが建屋の大きさを考えるとA3でも良いと考えるが、原図の大きさを変更することは可能か。※現場で使用する図面がA3のである事が多く、A1→A3の縮小版では文字が小さく分かりにくいため。	・必要な内容が図面上納まることが確認できれば、監督員との協議により変更できるものとします。 ただし、すべての図面を統一サイズで作成することが必要です。
No.5	・工事完了時の地盤高さは現状の高さか、市道長慶寺39号線の高さまで盛土を行う予定か。	・盛土は行いません。 工事完了時には現状の高さのままとすることを想定しています。
No.6	・アスベスト及びPCB含有調査済みでしょうか	・調査済みです。 令和4年度に石綿事前調査、令和3年度にPCB調査を行っています。 契約締結後に、建築設計業務委託特記仕様書第2の5(4)の貸与資料「令和4年高岡地区広域圏事務組合公害センター石綿事前調査業務委託 石綿含有建材事前調査結果報告書(工事発注前調査)」及び「令和3年高岡地区広域圏事務組合旧公害センター蛍光灯器具PCB調査報告書」にて詳細をご確認ください。
No.7	・未調査であれば、それは本業務に含まれますか	・含まれません。 No.6のとおり調査済みですので本業務には含まれません。
No.8	・敷地内の建物以外の設備は本業務でしょうか	・設計書No.2業務概要のその他の欄に記載していません、建物以外のボンベ小屋、中和槽、外構、電気設備、機械設備の解体設計を含んでいます。 その他敷地東南隅に消雪ポンプがありますが、これは本業務には含みません。
No.9	・擁壁及びフェンス等はどうしますか	・建築設計業務委託特記仕様書の第1の3(5)その他に記載のとおり、契約締結後に監督員との協議により取り扱いを決めることとします。

No.10	・建築・設備の既設図面は、手書きでもいいので、ありますか	・既設図面はすべて手書きですが、あります。 建設設計業務委託特記仕様書の第2の5(4)の貸与資料における、昭和48年の建設時図面及び平成8年の外壁改修工事図面はすべて手書きの資料となります。
No.11	・設計原図の材質はトレーシングペーパーとありますが普通紙ではいけませんか？	・普通紙でも構いません。 建築設計業務委託特記仕様書第2の6において丸印を付しておらず、材質を指定していない趣旨です。
No.12	・原図サイズはA1版とありますが、A2版で収容できます。A2版ではいけませんか？	・必要な内容が図面上納まることが確認できれば、監督員との協議により変更できるものとします。 ただし、すべての図面を統一サイズで作成することが必要です。
No.13	・ダイオキシンに関しては、無い物として考えてよろしいでしょうか？	・当該施設はダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設には該当しません。 そのため、ダイオキシンに関して調査分析をしていません。
No.14	・設計と条件の貸与資料は、紙資料やデータ等どのような形式のものになりますか。紙資料、データ等、履行期限までお預かりしても宜しいですか。	・貸与資料はすべて紙資料となります。 ただし、「令和4年高岡地区広域圏事務組合公害センター石綿事前調査業務委託 石綿含有建材事前調査結果報告書(工事発注前調査)」のみPDFデータも貸与できます。 また貸与資料は履行期限まで貸与します。
No.15	・成果物の設計原図はA1とありますが、A2やA3での提出は可能でしょうか。また、材質はトレーシングペーパーで宜しいでしょうか。	・必要な内容が図面上納まることが確認できれば、監督員との協議により変更できるものとします。 ただし、すべての図面を統一サイズで作成することが必要です。 また、設計原図の材質は、建築設計業務委託特記仕様書第2の6において丸印を付しておらず、材質を指定していない趣旨です。
No.16	・成果物PDFデータは原図サイズとありますが、A1限定でしょうか。PDFソフトによってはA3までしか出力できないのですが、A3サイズの提出は可能でしょうか。	・必要な内容が図面上納まることが確認できれば、監督員との協議により、設計原図の大きさを変更できるものとします。このことにより、設計原図の大きさをA3版で作成されることになれば、PDF形式をA3版で提出することが可能です。
No.17	・備品はどの程度ありますか。図面に記載以外の家具・備品等必要なものは現場確認でしょうか。	・家具・備品等必要なものは現場確認とします。
No.18	・成果物の設計図については、文字・寸法等判別可能なものについては、貸与資料をコピーし、画像データを貼り付けて成果品としても宜しいでしょうか。	・現地との整合性、記載内容の把握(文字・寸法等が確認できるか)、必要なコメントなどが記入されているかといった課題があり、そのままでは解体工事の発注図面として成立しないため、単に貸与資料をコピーし、画像データを貼り付けることで成果品とすることはできません。